生活介護事業所かりん 運営規程

(事業の目的)

第1条　この規程は、社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団（以下「事業者」という。）が設置する生活介護事業所かりん（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

4 前二項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(2005 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「広島市障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(2006年広島市条例第 33 号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名　称 ： 生活介護事業所かりん

(2)所在地 ： 広島県広島市西区小河内町一丁目１３番３号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者　　1名以上（常勤兼務）

（1）管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2 サービス管理責任者　2名以上（常勤兼務 2名、うち１名は管理者）

サービス管理責任者は、個別計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

（1）利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（3）他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。

3 生活相談員　　3名以上（非常勤専従 1名以上、常勤兼務 2名以上 (うち1名は管理者、サビ管)、非常勤兼務１名以上 ）

（1）サービス提供時間数に応じて１名以上配置

（2）生活相談員は、指定通所介護等の利用申込に係る調整、サービス計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

4 介護職員　　１７名以上（常勤専従１名、常勤兼務２名以上（うち１名は管理者)、非常勤専従１４名以上)

（1）介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

5 看護職員　　4名以上（非常勤専従 3名以上、非常勤兼務 1名以上）

（1）看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

6 機能訓練指導員　1名以上（非常勤兼務1名以上）

（1）機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導，助言を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1)営 業日　:月曜日から土曜日までとする。ただし、3 月 31 日(3 月 31 日が日曜の場合は、3 月 30 日)、5 月 3 日から 5 日、8 月 14 から 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2)営業時間 :午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3)サービス提供時間 :午前 9 時 00 分から午後 4 時 01 分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、32名とする。

（指定生活介護を提供する主たる対象者）

第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(ア)身体障害者

(イ)知的障害者

(ウ)精神障害者

(エ)難病等対象者

（指定生活介護の内容）

第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

1 生活介護計画の作成

2 指定生活介護の提供

(1) 日常動作訓練　(2) 相談援助等のサービス (3) 利用者の健康管理、急病負傷等の対応

(4) 介護サービス　(5) 食事の提供 (6) 入浴介助サービス　(7) 送迎サービス

(8) アクティビティ・サービス(レクリエーション・体操・制作活動・行事的活動等)

(3)から(8)に附帯する離床、着替え及び整容その他

日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

（利用料等（支給決定障害者等から受領する費用及びその額））

第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（1） 次条の通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
通常の事業の実施 地域を越えた地点から居宅まで1㎞につき２０円

（2） 食費の提供に要する費用　　1食あたり　　５００円(おやつ代含む)

（3） おむつ代　　1回につき　　１００円

（4）入浴料　　1回につき　　１２５円
但し、利用者又はその家族等に同意の上で行う。
（5）その他の原材料費（行事費等）　　実費相当分

4　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に著名（記名押印）を受けることとする。

（通常事業の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、広島市西区及び中区とする。

（衛生管理等及び従事者等の健康管理等）

第11条　事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2　事業所において感染症等が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する衛生委員会を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）　事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条　利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従事者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（利用者負担額に係る管理）

第13条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障がい福祉サービス及び施設障がい福祉サービス(以下「指定障がい福祉サービス等」という。)を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、令第 17 条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条　現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2　指定生活介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合，利用者の避難等の措置を講ずるほか管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

3　指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4　指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

5　管理者は、日頃から緊急時に備えた対策や設備等の点検を行う。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２ 事業所は、日頃から周辺関係者との連帯を密にし、非常災害時には速やかに通報するとともに、地域住民の協力が得られるよう連携に努めるものとする。

(相談・苦情対応)

第16条 提供した指定生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(2003 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のため虐待防止委員会・身体拘束適正委員会(PC オンライン等等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

（２）成年後見制度の利用支援

（３）虐待防止のための指針の整備

（４）従事者に対する利用者の人権の擁護及び障がい者虐待の防止に係る研修を実施（年１回以上）し、研修結果を従事者に周知し意識の向上を図る。

（５）前４号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置

（６）事業団のサービス向上委員会の意見を聞き、第三者の声に耳を傾け改善する姿勢を常に持つ。

（７）虐待は絶対に許されないという認識を常に確認し合う。

（８）利用者の家族との信頼関係を深め、虐待のサインを見逃さないよう努める。

（９）虐待が疑われる事例を発見した場合、些細なことでも、その情報を職員間で共有し、必要に応じ、各関係機関・広島市に通報する。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」をいう。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する会議を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年１回以上)に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第２１条　事業所は、その事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

２　事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定生活介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定生活介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第２２条　事業所は、従事者の資質向上を図るために、研修の機会を積極的に設けるとともに、業務体制を整備する。

２　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な指定生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するため、就業規則等により方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、指定生活介護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は 文書又は電磁的記録等の方法により保存するものとする。

６　事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者（管理職）との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2018年11月1日から施行する。

２０２０年　１月１５日 一部改訂　職員の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間等

２０２２年　４月　１日 一部改訂　虐待防止のための措置に関する事項･身体拘束等の禁止

２０２２年１０月　１日 一部改訂　利用料等（支給決定障害者等から受領する費用及びその額）

２０２４年　４月　１日 一部改訂　職員の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間等、衛生管理等及び従事者等の健康管理等、非常災害対策、利用者等の虐待防止のための措置、業務継続計画の策定、地域との連携等、その他運営に関する重要事項

２０２４年　５月　１日 一部改訂　職員の職種・員数及び職務内容